**業務委託契約書**

**○○**株式会社（以下「甲」という）と**△△**株式会社（以下「乙」という）とは、**○○○○**業務の委託に関して、次のとおり業務委託契約（以下「本契約」という）を締結する。

**第1条（目的）**

甲は、本契約の定めるところにより、以下の業務（以下「本件業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

1. **○○○○○**
2. **△△△△△**

**第2条（本件業務の遂行）**

1. 乙は、令和**○**年**○**月**○**日（以下「納期」という）までに本件業務を完了させるものとする。ただし、甲の責に帰すべき事由により、本件業務の内容に変更を生じさせる場合、甲および乙は、納期や委託料などの条件の変更を協議するものとする。

2. 本件業務に成果物がある場合、乙は、納期までに、甲に対し成果物を送付または持参する方法によりこれを納入するものとする。この場合、甲は、納期後14日以内に検査を行い、合格した成果物のみを受け入れるが、甲の検査の結果、成果物の全部または一部を不合格と判定した時は、乙は自らの責任と費用負担において、別途甲の指定する期限までに、修正を行い甲の再検査を受けるものとする。

**第3条（委託料）**

1.本契約に基づく乙の委託料は、**○○**円とする。

2. 乙は、甲に対し、本件業務の実施（成果物の検査合格を含む）後すみやかに委託料の請求書を送付するものとし、甲は、これに対し、乙の別途指定する銀行口座に振込送金する方法により委託料を支払うものとする。振込手数料は甲の負担とする。

3. 乙は、甲に対し、別途合意するところにより、本件業務の実施に必要となった経費を請求することができる。その支払方法は前項同様とする。

4. 本契約が乙の責に帰する事由なく途中で終了となったときは、乙は、その段階に応じた委託料の額を甲に請求することができる。

**第4条（再委託の原則禁止）**

乙は、甲の書面による事前の承諾を得た場合を除き、本件業務を第三者に再委託することができない。  
  
**第5条（権利義務の譲渡）**

甲および乙は、本契約により生ずる権利の全部または一部を、第三者に譲渡または担保の目的に供してはならない。また、本契約および個別契約より生ずる義務の全部または一部を、第三者に引き受けさせてはならない。  
  
**第6条（秘密情報）**

1. 本契約における秘密情報とは、本件業務に関連した技術･営業等に関する一切の情報のうち、甲および乙が相手方から秘密である旨を明示して開示されたものをいう。ただし、次の各号の一に該当するものは、この限りでない｡
   1. 開示を受ける前から自己において既に所有していた情報
   2. 正当な権限を有する第三者から入手した情報
   3. 開示を受ける前から既に公知となっていた情報、または開示を受けた後に自己の責任によらず公知となった情報
   4. 開示された後、その秘密情報によらず自らの開発により知得した情報
2. 甲および乙から相手方への秘密情報の開示は、原則として書面・図面・記録媒体等の有形物により行う。それ以外の方法によって秘密情報を開示する場合は、別途書面により当該情報の内容を特定しなければならないものとする。
3. 甲および乙は、事前に相手方の書面による承諾を得ることなく、本契約の内容および秘密情報を第三者に開示してはならない。ただし、法令の定めに基づく場合または権限ある官公署から開示の要求があった場合はこの限りでない。
4. 本契約に基づく秘密保持期間は、その情報を開示した日から**○**年間とする。

**第7条（個人情報）**

乙は、本件業務に関連して甲から開示された個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条第1項に定められたものをいう）について、同法の規定及び関連規定・ガイドラインに則って取り扱うものとする。

**第8条（損害賠償）**

甲および乙は、本契約に関して相手方の責めに帰すべき事由により損害を被った場合には、相手方に対しその賠償を請求することができる。なお、第10条に定める解除は、本条に基づく損害賠償の請求を妨げない。

**第9条(反社会的勢力の排除)**

1. 甲および乙は、本契約締結時現在および将来にわたって、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下、総称して「反社会的勢力」という）に該当しないこと、および、次の各号の関係に該当しないことを表明しまたは確約する。

(1) 反社会的勢力によって、その経営を支配される関係

(2) 反社会的勢力が、その経営に実質的に関与している関係

(3) 自らもしくは第三者の利益を図る目的をもってする等反社会的勢力を利用している関係

(4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を図る等の関係

(5) 役員等の反社会的勢力との密接な交際等社会的に非難されるべき関係

2.　 甲および乙は、自ら、その役員等または第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを表明しまたは確約する。

(1) 暴力的または法的な責任を超えた不当な要求行為

(2)　取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

(3) 風説を流布し、偽計もしくは威力を用いて相手方の信用を毀損しまたは相手方の業務を妨害する行為

(4) その他前各号に準ずる行為

**第10条（契約の解除と期限の利益の喪失）**

1. 甲または乙は、相手方に次の各号の一に該当する事由が生じた場合は、何らの催告を要せず直ちに本契約の全部または一部を解除することができる。
   1. 重大な過失または背信行為があった場合
   2. 支払の停止があった場合
   3. 仮差押・差押・競売・破産・民事再生・会社更生・特別清算の申立てがあった場合
   4. 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
   5. 租税公課の滞納処分を受けた場合
   6. 前条に違反があった場合
   7. その他前各号に準ずる本契約を継続しがたい重大な事由が発生した場合
2. 甲または乙は、相手方に本契約上の義務の不履行があり、相当期間を定めて催告したにもかかわらず是正されない場合は、本契約の全部または一部を解除することができる。
3. 甲または乙は、第1項各号の一に該当した場合、あるいは本契約上の義務を履行しなかった場合は、相手方に対して負担する一切の金銭債務について当然に期限の利益を喪失し、直ちに全額を弁済しなければならないものとする。

**第11条（不可抗力免責）**

天災地変、戦争・内乱・暴動、法令の改廃・制定、公権力による命令・処分、労働争議、輸送機関・通信回線の事故、原材料・運賃の高騰、為替の大幅な変動その他当事者の責めに帰すことのできない不可抗力による契約の全部または一部の履行遅滞、履行不能または不完全履行については、当該当事者は責任を負わない。

**第12条（契約期間）**

1. 　令和**○**年**○**月**○**日から令和**○**年**○**月**○**日までとする。

2.　 前項の規定にかかわらず、期間満了日の３か月前までにいずれの当事者からも何らの意思表示がない場合、同じ条件でさらに１年間更新されるものとし、その後も同様とする。

3.　 本条により本契約が終了した場合、又は第10条により本契約が解除された場合でも、第5条ないし第９条、及び第10条第3項はなお有効に存続するものとする。

**第13条（裁判管轄）**

本契約に関し裁判上の紛争が生じたときには、甲の住所地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

**第14条（協議）**

　甲および乙は、本契約の規定に関する解釈上の疑義、または規定に定めのない事項については、法令および慣習によるほか、信義誠実の精神に基づき協議を行い解決する。

以上、本契約の成立を証するため、本書二通を作成し、署名捺印の上、各自一通を保有する。

令和**○**年**○**月**○**日

（甲）　　住所 大阪府大阪市**○○**区**○○**町**○**丁目**○**番地

会社名　　　　　　　**○○**株式会社

氏名　　　　　**○○　　　○○**　　　　　　　　印 　  
　　　　　　　　  
　（乙）　　住所 　大阪府大阪市**○○**区**△△**町**△**丁目**△**番地

会社名　　　　　　　**△△**株式会社

氏名　　　　　**△△　　　△△**　　　　　　　　印